

## (第1期) 第1回 岡山県吹奏楽指導者認定講習会 開催要項

- 1 主催 岡山県吹奏楽連盟 岡山県
- 2 後援 岡山市 総社市 岡山県教育委員会 岡山市教育委員会
- 3 期日 令和8年4月26日(日) 13:30開会  
Aプログラム 17:00閉会 / Bプログラム 15:30閉会
- 4 会場 総社市民会館(総社市中央三丁目1番102号)  
本講習会について会館に問い合わせを行うことはご遠慮ください
- 5 認定制度の趣旨
  - ・部活動の地域展開に対応し、岡山県の吹奏楽文化を持続発展していくために、地域の小中学生への指導にあたる質の高い指導者を確保する。
  - ・今後、小中学生の活動に地域の大人の吹奏楽団体のメンバーが関わる機会が増えることが予想されることから、その際によりよい指導や関わりが持てるよう、吹奏楽について改めて学ぶ機会を確保する。
- 6 参加資格
  - (1) 部活動の地域展開による地域文化クラブ等での小中学生への吹奏楽指導に関心を持ち、別に定める「岡山県吹奏楽連盟 指導者認定規定」の内容を了解していること。
  - (2) 期日までに所定の手続きを完了していること。
  - (3) 令和8年3月末時点で、小・中・高等学校(中等教育学校、義務教育学校を含む)に現職で常勤教職員として勤務している者はBプログラムを受講することができる。この対象にならない者はAプログラムを受講する。
- 7 講習内容

	Aプログラム	Bプログラム
講習内容	I 吹奏楽指導の基本的な知識や技能 II 部活動の地域展開について	
	III 指導におけるコンプライアンス	—※1
認定された人の位置づけ	原則、連盟の指導者リストに掲載する	希望すれば、連盟の指導者リストに掲載する

・ Iについては、本年度はモデルバンドを使った実技講習は行わない

- 8 講師 ・交渉中
- 9 受講料 Aプログラムは 4,000円  
Bプログラムは 1,000円

10 申込み 期限までに次の(1)・(2)の手続きを完了すること。

(1) 岡山県吹奏楽連盟HPまたは右の二次元コードから「岡山県吹奏楽指導者認定講習会 参加申込フォーム」に必要事項を入力し、誓約する



・認定された場合に、顔写真入りの認定証を発行します。申込フォーム入力時にデータのアップロードを求められますので、あらかじめ、認定証に使用する画像データのご用意をお願いします。なお、顔写真は次の条件を満たしたものをご準備ください。

- ・ 申込日前6か月以内に撮影されたもの
- ・ 正面を向き、無帽、無背景（または単一色）で、胸から上が写っているもの
- ・ 顔が鮮明で、目元がはっきり見えるもの
- ・ 著しく補正や加工（アプリ等での加工）を施していないもの、現在の容貌と著しく異なるもの
- ・ ファイル形式が「JPEG (.jpg)」または「PNG」形式
- ・ ファイルサイズはできるだけ1～2MB程度に抑えてください（可能であれば300～700KBのものが望ましい）
- ・ スナップ写真の切り抜きや、サングラス・マスク・色の濃いレンズの眼鏡を着用しているもの、横向き、顔が傾いている、不鮮明なもの、手ブレしているもの、自撮り等で腕が写り込んでいるものは不可です。

(2) 次の口座に受講料を入金する

中国銀行 稲荷支店(店番号189) 普通 2524158 岡山県吹奏楽連盟 事業部会計 松本誠

・入金の際には「依頼人(振込人)」の欄に、記入例のように「申し込むプログラム名」と「カタカナでフルネーム(姓と名の間にスペース)」をご入力ください

(記入例) A オカヤマ タロウ

## **(1)・(2)ともに期限は 令和8年3月31日(〆切厳守)です**

11 認定方法 ・講習内容Ⅰ・Ⅱについては、講義を受講した上で提出された受講レポートの内容<sup>※2</sup>をもとに判断する。講習内容Ⅲについては、講義を受講した上で行われる理解測定の結果をもとに判断する。

・受講レポートと理解測定の結果をもとに、総合的に認定を判断する。

12 結果について

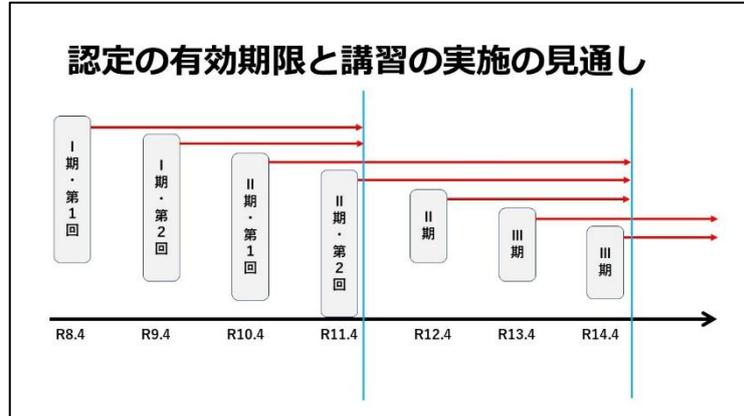
(1) Aプログラム認定講習の受講者のうち、認定者に対しては、後日郵送される認定証をもって認定の通知とする。

(2) Bプログラム認定講習の受講者のうち、認定者に対しては、後日各勤務先に送付される認定証をもって認定の通知とする。

(3) A・Bプログラム認定講習の受講者のうち、認定されなかった場合は、その旨の通知が送付される。

### 13 認定有効期限

- ・第1期の認定有効期限は令和11年4月末日とする。これ以降は、第2期の認定を得なければ認定は失効する。第2期の指導者認定講習は令和10年4月からの開始を予定しており、第1期の認定資格を保持していても更新のために受講することができる。



### 14 その他

- ・認定講習会の実施について、追加の案内等がある場合は、令和8年4月上旬を目安に岡山県吹奏楽連盟HPに掲載する。
- ・本連盟の行う指導者認定は「一定の講習修了」を認定するものであり、指導現場での全ての行為について直接の法的責任を負うわけではない。また、指導者本人も自主的に地域クラブと契約または委託を受けて指導する存在である。これらの理由から、本指導者認定は、現場指導の完全な適正や倫理性を保証するものではない。

#### 講習会当日の日程（予定）

- 13:00～13:30 受付
- 13:30～ 開会あいさつ・本日の流れについて説明
- 13:40～14:40 講習Ⅰ（吹奏楽指導の知識と理解）… A・Bプログラム共通
- 14:55～15:30 講習Ⅱ（吹奏楽の地域展開について）… A・Bプログラム共通（Bプログラムはここで終了）
- 15:50～16:20 講習Ⅲ（コンプライアンスについて）… Aプログラムのみ
- 16:40～16:55 講習Ⅲの理解測定 … Aプログラムのみ
- 17:00 閉会あいさつ

#### 補足

- ※1 現職の常勤教職員として勤務している者については、日頃より学校内において、部活動や地域クラブで小・中学生を指導する際に必要とされるコンプライアンス（例：金銭の取扱い、体罰やハラスメントの防止、安全管理、生徒理解等）に関する研修を十分に受けているものと考えられるため、Bプログラムにおいては、これらの内容に関する講習を一部軽減した形で実施する。
- ※2 受講レポートの内容は、講義の内容をふまえて「講習でどのようなことを学んだのか」「学んだことを今後の地域クラブにおける自身の指導にどう活かしていくのか」という観点で書くことを求めるものとする。

# 岡山県吹奏楽指導者 認定講習 誓約書

私は、岡山県吹奏楽連盟が実施する指導者認定講習の受講および認定を希望するにあたり、以下の事項を十分に理解し、誠実に遵守することを誓約いたします。

## 第1条（法令遵守）

私は、法令および社会規範を遵守し、地域における教育的・文化的活動に携わる指導者としてふさわしい行動をとることを誓います。

## 第2条（社会的責任）

私は、地域子どもたちや関係者と関わる立場として、児童・生徒の安全および人権を尊重し、健全な指導環境を保つ責任を負うことを理解します。

## 第3条（連盟の名誉保持）

私は、認定を受けた者として、岡山県吹奏楽連盟の名誉や信頼を損なうような行為を一切行わないことを誓います。また、地域社会から不信を招くような行動を慎むよう努めます。

## 第4条（認定の取消に関する同意）

私は、以下のいずれかに該当する場合には、岡山県吹奏楽連盟が私の認定を取消することがあることを承諾します。また、取消にあたっては、連盟が定める審議手続きに従うこと、およびその決定に誠実に従うことに同意します。

1. 法令に違反する行為を行ったとき
2. 児童・生徒または関係者に対し不適切な言動が認められたとき
3. 本人の申請に虚偽が判明したとき
4. 連盟の名誉・信用を著しく損なう行為があったとき
5. その他、指導者として不適当と判断されたとき

## 第5条（責任の所在）

私は、認定後の活動において発生した問題について自身の責任であることを理解し、岡山県吹奏楽連盟が一切の法的責任を負わないことを確認し、指導者としての責任を自覚した行動をとることを誓います。

## 第6条（反社会的勢力の排除）

私は、反社会的勢力に属しておらず、今後もこれらとの関係を一切有しないことを誓約します。万一、私が反社会的勢力に該当または関係を有していることが判明した場合、岡山県吹奏楽連盟は直ちに認定を取り消すことができることを承諾します。

なお、認定の取消その他の措置については、岡山県吹奏楽連盟の定める審査手続きに則って行われることを理解しています。

上記の内容について誓約することを、参加申込フォーム入力時に求められます